



地域の元気づくりと地方財政健全化

平成26年5月27日
新藤議員提出資料

地方財政の改革に向けた今後の取組方針

ミッション MISSION

地方財政を健全化し、自立を促進する！

ビジョン VISION

- I 歳入を充実し、歳出を抑制する
- II 地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保する
- III 自前の財源を充実し、不交付団体の数を3倍(リーマンショック以前の水準)にすることを目指す

アプローチ APPROACH

- 1 歳入改革
 - ・地域の元気創造プランの推進による地方税収の増
 - ・地方中枢拠点都市を成長のエンジンとする取組を推進し、地域経済の再生による地方税収増を実現
 - ・地方法人課税改革の推進
- 2 歳出改革
 - ・国の取組と基調を合わせ、メリハリを効かせて歳出を抑制、地域経済活性化等の財源は重点的に確保
- 3 頑張る地方の支援
 - ・地方交付税において地域経済活性化の財政需要を算定する「地域の元気創造事業費」を通じて、頑張る地方を息長く支援

- 
- 地方の元気なくして国の元気はない。経済再生と財政健全化の両立を達成するため、国とともに地方においても積極的に取り組んでいく。
 - 地方財政については、「地方財政を健全化し、自立を促進する！」とのミッションの実現を目指す。そのため、「歳入改革」、「歳出改革」、「頑張る地方の支援」の3つのアプローチに沿って取組を具体化し、引き続きこれらを着実に実行。

アプローチ1 歳入改革

地域の元気創造プランの推進による地方税収の増

○産・学・金・官の連携により、ローカル10,000プロジェクト等を推進するとともに、電力改革により開放される市場を地域経済の活性化につなげる分散型エネルギーインフラプロジェクトを全国100カ所程度で実現を目指す。これらにより、地域経済の成長を促進し、地方の税収増を実現。

地方中枢拠点都市を成長のエンジンとする取組を推進し、地域経済の再生による地方税収増を実現

○地方中枢拠点都市圏域内の多様な資源・企業・人材を動員し、地方中枢拠点都市が成長のエンジンとなることで、産学金官民が連携して地方の経済をけん引し、地方の税収増を実現。

地方法人課税改革の推進

○地域間の偏在是正を進めるとともに、地方税の応益原則等を踏まえて法人事業税の外形標準課税の拡充を図るなど、地方法人課税改革を推進。

アプローチ2 歳出改革①

国の取組と基調を合わせ、メリハリを効かせて歳出を抑制、地域経済活性化等の財源は重点的に確保

○国の取組と基調を合わせ、メリハリを効かせて、引き続き歳出全体を抑制。地域経済活性化や防災対策等の財源は重点的に確保。
○また、中期財政計画に定められた方針に基づき、必要な地方の一般財源総額を確保しつつ、経済再生に合わせ、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。

◆平成26年度地方財政対策における取組

・折半対象財源不足額の縮減	▲ 1.9 兆円
・臨時財政対策債の縮減	▲ 0.6 兆円
・歳出特別枠の縮減	▲ 0.3 兆円
・地方交付税の別枠加算の縮減	▲ 0.38兆円
・緊急防災・減災事業費の充実確保	0.5 兆円
・地域の元気創造事業費の充実確保	0.35兆円

※中期財政計画(H25.8.8 閣議了解)

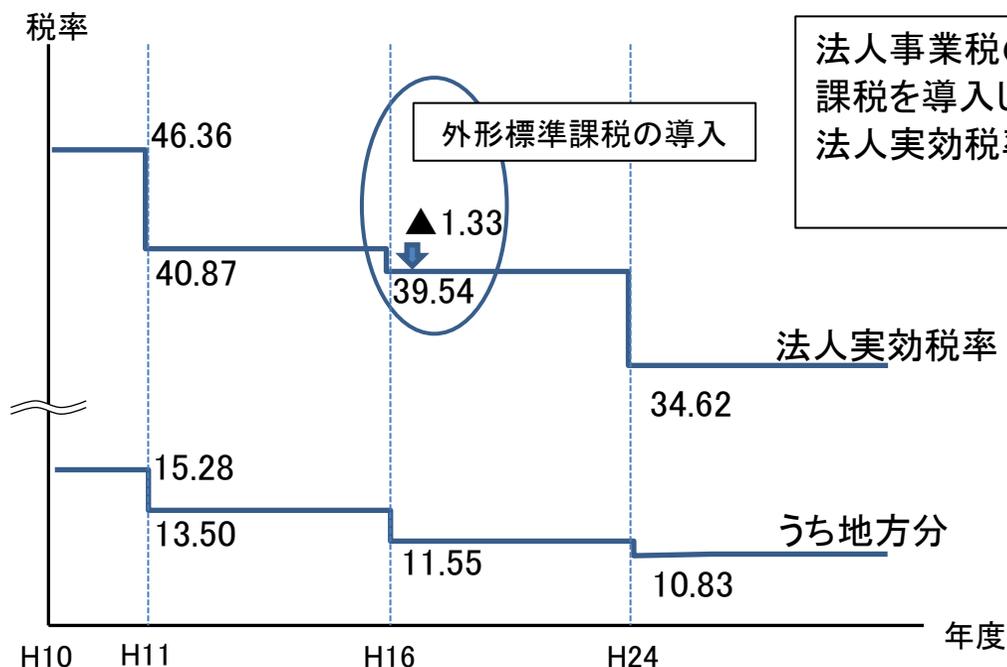
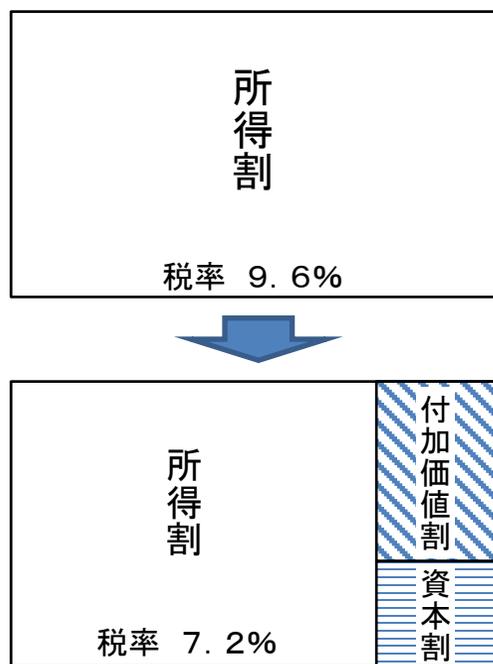
- ・国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
- ・地方財政については、経済再生に合わせ、歳出特別枠等のリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要があり、歳入面・歳出面における改革を進めるほか、頑張る地方に対する支援を進める。

地方法人課税改革の推進

- ・ 経済再生ケース(※)でも、2020年度の国・地方のプライマリーバランスは約12兆円の赤字。黒字化のためには更なる収支改善努力が必要。法人課税の見直しも、この財政健全化目標を踏まえた検討が必要。

※ 経済再生ケース: 今後10年の平均成長率を、実質2%程度、名目3%程度と見込んだケース

- ・ 地域間の偏在是正を進めるとともに、地方税の応益原則等を踏まえて法人事業税の外形標準課税の拡充を図るなど、地方法人課税改革を推進。



法人事業税の1/4に外形標準課税を導入したことにより、法人実効税率は1.33%低下
※標準税率ベース

$$\begin{aligned} \text{付加価値割額} &= [\text{収益配分額}(\text{報酬給与額} + \text{純支払利子} + \text{純支払賃借料}) + \text{単年度損益}] \times 0.48\% \\ \text{資本割額} &= [\text{資本金等の額}] \times 0.2\% \end{aligned}$$

資本金1億円超の大法人を対象

アプローチ2 歳出改革②

地方財政の透明性・予見可能性を高め財政のマネジメントを強化

○公共施設等総合管理計画の策定促進

- ・長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定にあたっての指針を示し、地方公共団体に計画の策定を要請(H26.4.22)。
- ・計画策定に要する経費に係る特別交付税措置、計画に基づく公共施設等の除却に係る地方債の特例措置(H26.3.20地方財政法改正)等により計画策定を支援。

○地方公会計の整備促進とICTの活用

- ・地方公会計の統一的な基準を策定(H26.4.30)。基準に沿った財務書類を作成するためのマニュアルを策定(H27.1月頃予定)。これらにより、地方公会計の整備を促進。
- ・ICTの活用により、固定資産台帳等を整備し、社会資本のマネジメントも促進。

○公営企業会計の適用拡大の推進

- ・現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進(H26.7月頃ロードマップを提示)。

○公共事業等の施行状況の公表

- ・公共事業等の施行状況について、地方公共団体の予算額、契約済額及び支出済額を四半期毎に公表(H26年度より)。

PPP/PFIの推進支援

- 「公共施設等総合管理計画」に基づく老朽化した公共施設等の更新などに際して、PPP/PFIの積極的な活用の検討を要請(H26.4.22)。
- 固定資産台帳を含む地方公会計や公営企業会計の整備推進等を通じ、民間事業者によるPPP/PFI事業への参入を促進。

公営企業・第三セクター等の経営健全化

○ガイドライン等の策定と経営健全化の取組の支援

- ・第三セクター等の経営改革等に関する新たなガイドラインの策定(H26.7月頃)
- ・公営企業の中長期的な視点に立った「経営戦略」の策定等を要請(H26.7月頃)
- ・新たな公立病院改革ガイドラインの策定(H26年度中目途)

◆経営健全化の取組(H21～25年度に集中的に実施)

- ・第三セクター等の債務に対する損失補償・債務保証額の減少
H20:7.5兆円→H24:5.0兆円(▲2.5兆円)
- ・地方公共団体から第三セクター等に対する補助金等の減少
H20:4,380億円→H24:3,000億円(▲1,380億円)

アプローチ3 頑張る地方の支援

「地域の元気創造事業費」により地域経済活性化を支援

○財源の確保

- ・平成26年度地方財政計画に、「地域の元気創造事業費」(3,500億円)を新たに計上し、財源を確保。

○交付税における算定

- ・人口を基本とした上で、行革努力や地域経済活性化の成果指標を反映。平成26年度から実施し、頑張る地方を息長く支援。今後、増額も検討。

指標案

(i)行革努力分(3,000億円) (ii)地域経済活性化分(500億円)

- | | | |
|-----------|------------------|----------|
| ・職員数削減率 | ・第一次産業(農業)産出額 | ・若年者就業率 |
| ・ラスパイレス指数 | ・製造品出荷額 | ・従業者数 |
| ・人件費削減率 | ・小売業年間商品販売額 | ・事業所数 |
| ・経常的経費削減率 | ・延べ宿泊者数 | ・転入者人口比率 |
| ・地方債残高削減率 | ・一人当たり県民所得(地方税収) | |

地方財政の透明性・予見可能性向上と財政のマネジメント強化

公共施設等総合管理計画の策定促進

地方公共団体が、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置を実現。併せて、更新時等における民間事業者の参入促進や国土強靱化の推進を図る。

<公共施設等総合管理計画の内容> (平成26年4月22日総務大臣通知により策定要請)

1. 所有施設等の現状分析

・公共施設等の現況及び将来の見通し、人口や維持管理・更新等に係る経費及び財源の見通し。

2. 施設全体の管理に関する基本的な方針

- ・全ての公共施設等を対象に、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を記載。
- ・計画期間は10年以上。
- ・計画の進捗状況等に応じ、順次計画をバージョンアップ(今後は、固定資産台帳を活用。)

<公共施設等総合管理計画の策定支援(地方財政措置)>

- ・計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置。
- ・計画に基づく公共施設等の除却について、平成26年度から地方債の特例措置を創設(H26.3.20地方財政法改正済)。

取組の推進イメージ

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策の推進
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

地方公会計の整備促進とICTの活用

①発生主義・複式簿記の導入

決算統計データの活用から脱却し、発生の都度又は期末一括で複式仕訳をして財務書類を作成

②ICTを活用した固定資産台帳の整備

財務書類の基礎資料として固定資産台帳の整備を行うことで、社会資本のマネジメントにも活用可能

③比較可能性の確保

統一的な基準による財務書類等によって団体間での比較可能性を確保(現状は複数のモデル等が混在)

今後の課題への対応

活用の充実

具体的な事例等に関する資料を作成して活用を促進

人材の育成

財務書類等の作成に関する各種研修会を開催

システムの整備

ICTを活用した標準的なシステムを開発し、提供

H26.4.30

H27.1月頃

H30.3月末

H32.3月末

今後の新地方公会計の推進に関する研究会

統一的な基準の策定・公表

統一的な基準の周知
マニュアルの作成

地方公共団体に要請

統一的な基準による財務書類等の作成
(地方公共団体)

※ 移行期間は概ね3年間
(やむを得ない理由がある場合に限り概ね5年間)

参 考 資 料

(平成26年5月19日經濟財政諮問會議・新藤議員提出資料抜粋)

「地域の元気創造プラン」による地域からの成長戦略

ミッション

〔 まちの元気で
日本を幸せにする！ 〕

ビジョン

- 地域のモノやチエを活かす
- ヒトや投資を呼び込む
- 新しい暮らしの土台を創る

アプローチ

- 地方公共団体が産業、大学、地域金融機関、地域住民等と連携して、活性化に取り組む

産学金官地域ラウンドテーブル ～それぞれの強みを活かして連携～

地域資源

「産」 事業者 「学」 大学等 「金」 地域金融機関 「官」 地方公共団体

地域の資金

<民間活力の土台となる地域活性化インフラ・プロジェクト>

地域経済イノベーションサイクル

○ ローカル 10,000 プロジェクト

- ・創業支援事業計画(産業競争力強化法)に基づき、津々浦々を牽引する地域密着型企業をできるだけ多く立ち上げ
- ・1計画あたり5～6事業程度、全国に10,000事業程度の立ち上げを目指す(中小企業庁等と共同して支援)

〔 ※地域密着型企業 〕

- ・地域金融機関の融資を伴うもの
- ・雇用吸収力の大きなもの
- ・地元の原材料を活用するもの

○ グローバル100 (ハンドレッド) プロジェクト

地域資源を活用して、地域から世界市場に挑戦する企業を後押し(100事業)

分散型エネルギーインフラプロジェクト

○ 全国100カ所程度のインフラ整備

- ・自治体主導による「地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画(マスタープラン)」の作成支援
- ・建設・エンジニアリング、エネルギー、ICT等の地域の関連企業と連携した自治体のプロジェクトを推進
- ・地域金融機関の資金供給等により設立される電力線・熱導管等を整備する地域インフラ会社への支援

※このインフラを活用した多くのエネルギー関連企業の各地での立ち上げを支援

公共クラウド

自治体保有データのオープン化を通じて、民間事業者を支援

機能連携広域経営型 (シティリージョン)

市町村域を越えた圏域において、産学金官民が連携し、人・モノ・金等の流れを生み出し、圏域を活性化

地域の活性化

シティリージョン（広域連携）の推進 ～人口減少社会への積極的対策～

地方中枢拠点都市圏の形成

意義

- 安倍政権にとって最重要のテーマである地方の活性化のため、相当の人口規模と中核性を備える中心都市と近隣の市町村が連携して、「地方中枢拠点都市圏」を形成。

※ 全国で61市が該当（①政令指定都市、新中核市②昼夜間人口比率1以上）

役割

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
- ② 高次の都市機能の集積
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

実現手法

- 連携協約の導入（関係法案は審議中） ※H26.5.23成立
- 先行的なモデルを構築する事業を実施（約1.3億円）、平成27年度から本格的に地方交付税措置を講じ、全国展開。
- 地域活性化のプラットフォームの中で、国の支援を複合化・総合化。
- 今後、圏域全体の経済のけん引役等の役割を着実に果たしていくため、国としてさらに積極的に支援。

定住自立圏構想の推進

目指す方向性

- 中心市（人口5万人程度以上）と近隣市町村が連携し、地方圏における「定住の受け皿」を形成。

※ 中心市宣言団体：93団体
※ 協定締結等圏域：79圏域
（H26.5.1現在）

具体的な支援

- 全国的に進んでいる医療・福祉、公共交通など生活基盤の確保に向けた取組や、ニーズが高まっている産業振興、移住・交流など圏域の活性化に向けた取組を支援。

過疎集落等の維持・活性化

目指す方向性

- 持続可能な集落活性化のため、基幹集落中心に「集落ネットワーク圏」を形成。

具体的な支援

- 地域産業の振興と日常生活機能の確保の取組をハード・ソフト両面から支援し、定住環境を整備。
- 集落の組織力を高めるため、地域おこし協力隊や集落支援員などを拡充。

集約とネットワーク化で
集落を維持・活性化

地方圏の人口流出を
食い止める
「ダム機能」の確保

「人口減少社会における反転攻勢の砦」を築く

「地域活性化プラットフォーム」を活用（関係省庁と横串で連携して総合的に推進）